

第 2 号議案

『会員・会費規程』の改訂について

2024 年 1 月 26 日
一般社団法人日本中華總商會
代表理事・会長 蕭 敬如

本会員・会費規定は令和 4 年 3 月 23 日の社員総会にて議決された、施行されてきました。

本会の拡大と成長に伴い、会員様においては多様な状況が生まれ、それぞれに対応するために、会員・会費規定を見直す必要となっています。

会員様のニーズや多様性を満たすことを主な目的とし、「会員・会費規定」を改定し、その主旨は、

- (1) 会員種別を追加し、それぞれの位置付けを補完する
- (2) 会員の状況に合わせて、会費基準を明確に定める
- (3) 団体役員について、派遣できる役員の人数を定める

としました。

その審議をお願いします。

なお、本議案を、1 月 26 日の臨時法定理事会において、審議し、決議する予定です。

主な改定内容：

1、第 2 条（会員）に、企業正会員、個人正会員、企業賛助会員、個人賛助会員の定義を拡大

2、企業正会員

⇒原則会員代表 1 名を含む、1 企業につき会員 **3 名**まで追加できる。

入会費は免除、会費は年 **6 万円**、議決権あり、役員にもなれる

3、企業賛助会員

⇒原則会員代表 1 名を含む、1 企業につき会員 **3 名**まで追加できる。

入会費は免除、会費は同じ年 5 万円、議決権あり、役員になれる

4、個人正会員（特例追加）

⇒次世代経営塾の現役、OB、OG、個人正会員として加入できる。

年会費 2.4 万円、入会費 2.4 万円。

5、個人賛助会員（特例追加）

⇒次世代経営塾の現役、OB、OG、個人賛助会員として加入できる。

年会費 2 万円、入会費 2 万円。

6、会員代表についての定め

法人企業や団体の代表または任命された社員が会員代表として登録できる。

7、第 4 条（団体会員）第 5 項派遣役員についての定めを変更

代表をはじめ、1 名以上の役員を本会に派遣し役員に就任することができる。

⇒代表を含む、2 名以内の役員を本会に派遣し役員に就任することができる。

別紙「会員・会費規定」をご参照ください。

以上